

2022年4月28日
出光興産株式会社

太陽光発電設備 電力受給（買取）契約要綱の変更について

「太陽光発電設備 電力受給（買取）契約要綱」につきまして、以下の通り変更を実施しますのでお知らせいたします。なお、今回の改定に伴う買取料金単価の変更はありません。

記

変更前	変更後
17.料金の支払方法 (2)16（料金の支払義務および支払期日）(2)の場合 お客様が指定する金融機関口座に振込みによって支払います。なお、料金の支払いは、当社が口座振込手続きを実施した日に行なったものとみなします。この場合、当社は、料金の明細書を当社のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて、お客様に通知いたします。ただし、お客様が明細書を紙面により発行することを希望される場合には、郵送にて通知いたします。なお、紙面は、料金の支払いを行う月に発行し、当社は、料金から手数料（一通あたり税込150円）を差し引いた額を支払います。なお、料金が手数料を下回る場合は、差し引けなかった額を翌支払い時に繰り越します。	(2)16（料金の支払義務および支払期日）(2)の場合 お客様が指定する金融機関口座に振込みによって支払います。なお、料金の支払いは、当社が口座振込手続きを実施した日に行なったものとみなします。この場合、当社は、料金の明細書を当社のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて、お客様に通知いたします。ただし、お客様が明細書を紙面により発行することを希望される場合には、郵送にて通知いたします。なお、紙面は、料金の支払いを行う月に発行し、当社は、料金から手数料（一通あたり税込150円）を差し引いた額を支払います。なお、料金が手数料を下回る場合は、差し引けなかった額を翌支払い時に繰り越しますが、 <u>次回以降明細書の郵送を行わず、通知のみ行うこととします。</u>
新規追加項目	33.容量価値の帰属 電力受給契約にかかる容量価値は、全て当社へ帰属するものとします。

合わせて、項番号の調整等軽微な修正を行っております。

以上